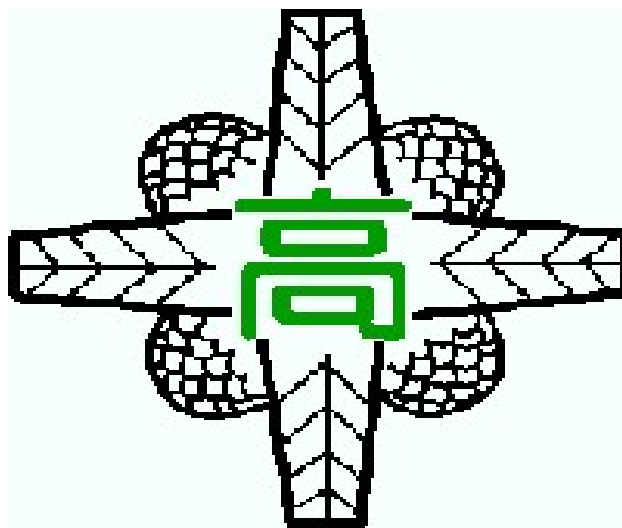


校 訓

希 友 努
望 情 力



校 章 の 由 来

現在の校章は、1949 年当時の在校生を対象に募集され、第2回卒業生の杉野圭子さんの作品が採用されました。

中心の「高」に重なる十字の松の葉は東西南北に広がる心理を表わし、その間を飾る松の実は将来性あるもの、次代を担うはつらつたる若者の姿を象徴している。

沿 革

大正 8. 3. 1	島田町外3か村学校組合立島田実科高等女学校設立許可
10. 11. 16	静岡県立島田高等女学校と校名変更
昭和 9. 9. 1	静岡県立島田高等女学校、生徒定員400人
10. 5. 7	島田町稲荷島に移転
23. 4. 1	静岡県立島田高等学校、生徒定員600人、併設中学第3学年3学級
27. 10. 11	校歌制定
42. 4. 1	金谷分校を県立金谷高等学校として独立
43. 3. 25	格技場竣工
45. 4. 23	新校舎管理棟竣工
47. 2. 1	新校舎第2棟竣工
54. 3. 30	学校敷地(固有農地 12.612 m ²)買収
54. 9. 14	新体育館竣工
56. 1. 24	図書館竣工
56. 7. 30	プール改設
56. 10. 31	運動場夜間照明施設竣工
58. 6. 11	校訓制定、校訓碑建立
61. 3. 26	自転車置場(鉄骨2階建)新設
平成元. 3. 18	生活館兼同窓会館「修己館」落成
23. 2. 28	昇降所棟耐震補強工事完成
24. 2. 17	第1棟・第2棟教室・部室改修工事完成
24. 3. 15	第2体育館改築・格技場耐震補強工事完成
28. 3. 11	校舎外壁改修、武道場屋根改修工事完成
30. 10. 21	創立100周年記念式典挙行
31. 2. 28	創立100周年記念タイムカプセル埋設

島田高等学校生徒会憲章

島田高等学校生徒は、その総意により、島田高等学校生徒会を組織し、生徒相互の協力と、校長ならびに教職員の適切な指導とによって民主的な明るい学校生活の実現と、良き社会人としての素養を養成する目的をもって島田高等学校生徒会憲章を制定する。本憲章は、われら生徒の自主的諸活動の基本であり、各人は、その権利を公明正大に行使し、その義務を誠実に果たさなければならない。

第Ⅰ章 総 則

- 第 1 条 本会は島田高等学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は島田高等学校生徒で組織する。
- 第 3 条 本会は組織として次の機関をおく。
- 生徒総会
 - 生徒集会
 - 生徒会本部
 - 代表委員会
 - 常任委員会
 - 特別委員会
 - ホームルーム
 - 部活動
- 第 4 条 本会の生徒活動に関する指導の最高責任者は校長であり、決定事項はすべて校長の承認を必要とする。
- 第 5 条 本会は本校職員を顧問とする。
- 第 6 条 本会は次の役員をおく。
- 生徒会会長 1 名
 - 生徒会副会長 1～2 名
 - 生徒会書記・記録・会計・広報・庶務
- 第 7 条 会長は生徒会を代表し、その会務を統括する。
- 第 8 条 会長の権限は次の通りとする。
- 1 生徒会役員の指名
 - 2 各常任委員長の承認ならびに臨時委員長の指名
 - 3 生徒総会・生徒集会・代表委員会の招集
- 第 9 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第 10 条 書記は生徒総会・生徒集会・代表委員会の議事録を作成し、記録はその他の書類の作成保管を行う。会計は会計の収支業務および予算・決算書の作成を行う。広報は生徒会活動の広報活動等を行う。

第2章 生徒総会

- 第11条 生徒総会は生徒全員で組織する。
- 第12条 生徒総会は生徒会の最高決議機関である。
- 第13条 生徒総会は原則として半年に1回開くものとする。ただし次の場合には臨時総会を開くことができる。
- 1 生徒の3分の1以上の要求があったとき
 - 2 代表委員会が必要と認めたとき
 - 3 生徒会会長が必要と認めたとき
 - 4 校長が必要と認めたとき
- 第14条 生徒総会は会員3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の3分の2以上でこれを決定する。
- 第15条 生徒総会の正副議長は生徒会会長が指名し、生徒総会の承認を必要とする。
- 第16条 校長ならびに顧問は生徒総会に出席し、参考意見を述べることができる。

第3章 代表委員会

- 第17条 代表委員会は生徒総会に次ぐ代行決議機関である。
- 第18条 代表委員会は生徒会役員および各代表委員で組織・構成する。議長は代表委員の互選によって決定する。
- 第19条 代表委員会は次の事項を決議する。
- 1 ホームルーム会および生徒会役員より提出された事項
 - 2 臨時生徒総会の開催
 - 3 臨時委員会の設置
 - 4 教職員より提出された事項
 - 5 その他必要と認めた事項
- 第20条 代表委員会は、必要に応じて代表委員会議長または生徒会会長の招集により開くことができる。
- 第21条 代表委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 第22条 代表委員会の議事は出席委員の過半数以上でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第23条 代表委員会は常に公開する。
- 第24条 常任委員長および各部活動部長は、代表委員会が答弁を求めるときは、これに応じなければならない。
- 第25条 校長ならびに顧問は代表委員会に出席し、参考意見を述べることができる。
- 第26条 生徒会本部役員は発言権をもつが議決権はない。

第4章 ホームルーム会

- 第27条 ホームルーム会は、ホームルーム全員で組織する。
- 第28条 ホームルーム会は相互の親睦をはかり、会員より提出された問題について討議する。
- 第29条 ホームルーム会は、代表委員2名を選出する。
- 第30条 代表委員はホームルーム会の協議事項を代表委員会に提出する。
- 第31条 ホームルーム会は HR 活動や放課後等に必要に応じて開く。

第5章 常任委員会

- 第32条 常任委員会は代表委員会の決議と生徒会本部の方針にしたがって活動する。
- 第33条 常任委員会委員長は常任委員の互選によって決定する。
- 第34条
- 1 常任委員会は次の通りとする。

図書委員会 ボランティア委員会
交通委員会 体育委員会 保健委員会
応援委員会 美化委員会
 - 2 常任委員会の各委員は主に次の事項を取り扱う。

ボランティア委員会 各種ボランティア活動を企画運営。
体育委員会 体育大会・球技大会等の体育的な行事の企画運営。
保健委員会 保健衛生に関する事項。
美化委員会 校内・HR の美化、整理・整頓等。
図書委員会 図書に関する調査及び図書館の運営事務。
交通委員会 交通指導と安全意識の高揚。
応援委員会 応援指導と部活動の応援。
 - 3 特別委員会は必要に応じてこれを設ける。特別委員会とは生徒会誌編集委員会、文化祭実行委員会等である。
 - 4 選挙管理委員会は選挙に関する業務にあたる。なお、選挙に関する細則は委員会規定をもって別に定める。

第6章 部 活 動

- 第35条 部活動は校長が定める「部活動の基本方針」に則って運営される。
- 第36条 部活動長(部長)は各部活動を代表する。
- 第37条 部活動の新設、休止及び廃止は代表委員会の決議と生徒会の承認を得なければならない。
- 1 新 設 新設を希望する場合は6名以上の希望者を必要とし、1名以上の顧問の候補者の同意を得て1月末日までに生徒課に申請する。

- 2 休 止 年度当初の部活動本登録終了時点で部員数が5名以下となった状態が、2年連続した場合は、休部とし活動を停止する。
休部となっても、9月の時点で6名以上の部員を確保できれば活動を再開できる。
- 3 廃 止 休部の状態が2年続いた場合は、廃部を検討する。
- 4 適用免除 校長が学校運営上必要と認めたときは、上記2又は3に該当する活動に対して、この規定の適用を免除することができる。

第38条 部活動は文化部活動、運動部活動別に各部活動長（部長）の互選により、それぞれ1名ずつの代表を選出する。

第7章 選挙および任命

- 第39条 生徒会正副会長の選挙、本部役員の任期、構成、解任、解散の要求等については別に規約を定める。
- 第40条 代表委員、常任委員長、部活動代表に欠員が生じた場合、補充選挙及び補充指名を行い、それぞれ前任の残任期間在任する。
- 第41条 代表委員、常任委員長の任期は原則として、半年とし、次期委員が選出されるまでその任務にあたる。
- 第42条 生徒会役員、各種常任委員長は生徒会憲章の規定に基づき校長がこれを任命する。
- 第43条 常任委員長の任期。
前期……4月から9月
後期……10月から3月
- 第44条 生徒会役員および常任委員長の解任要求は、会員の5分の1以上の署名申請書が提出されたとき成立し、会員の記名投票により3分の2以上の賛成があった場合効力を発する。

第8章 会 計

- 第45条 本会の会計は会費、収益および寄付による。
- 第46条 会員の会費の保管および出納処理は教職員に委託する。
- 第47条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。
- 第48条 本会の予算は、正副会長、本部会計、文化・体育部活動代表、文化・体育部活動顧問等の協議を経たうえで、生徒会本部が立案する。
- 第49条 本会の予算は総会で決定する。
- 第50条 総会で囑託する生徒・教職員各2名が年1回会計の監査を行う。
- 第51条 本会の決算報告は原則として年度末の生徒総会で行う。

第9章 付 則

第52条 本憲章の改正には代表委員会で審議のうえ、生徒総会で3分の2以上の賛成による承認をえなければならない。

第53条 本憲章は平成17年4月1日より効力を発する。

昭和46年3月18日改定、施行

昭和68年4月 1日改定、施行

平成17年4月 1日改定、施行

平成18年4月 1日改定、施行

平成21年4月 1日改定、施行

令和 4年4月 1日改定、施行